

秩父保健医療圏医師等派遣支援事業実施要綱

平成31年4月1日
保健医療部長決裁

(目的)

- 1 本事業は、秩父保健医療圏における産科医、看護師及び助産師確保を行うために実施主体が行う事業に対して補助金を交付し、当該医療圏内に必要とされる産科医療の維持・確保を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

- 2 この補助金の対象となる事業は、秩父保健医療圏において産科医、看護師及び助産師を派遣する事業とする。

(補助事業者)

- 3 補助の対象となる者は、ちちぶ医療協議会とする。

(経費の負担等)

- 4 この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、秩父保健医療圏医師等派遣支援事業補助金交付要綱（平成31年4月1日付医人第162号）に基づき、予算の範囲内で補助を行う。